

# ご卒業される被扶養者がいらっしゃる方へ

みなさま方のお子様におかれましては、学校をご卒業される方もいらっしゃるかと存じます。ご卒業され、その後、就職等される方に関しましては、当組合の被扶養者から削除していただく必要がありますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

## 被扶養者として引き続き認定できない方は次のとおりです。

- 就職される方
- 給与所得者の場合、年収見込額（通勤手当等を含み、税金、社会保険等の控除前）が年間130万円を超える方
- 有給の学校に進学される方  
〔税務大学、防衛大学、警察大学等の有給コース〕



## 該当される方は、期日までに下の書類を提出下さい。

- ・ 被扶養者異動届（※事由発生日を必ず記入下さい）
- ・ 被保険者証

※就職日＝事由発生日

記入なき場合、令和7年4月1日付け就職とみなします。

就職後当健保の保険証は使用できません。誤って使用されますと健保負担分の7割を請求させていただきますのでご注意下さい。

- 提出期限 事業所ごとに異なるためご確認下さい。

健保へは令和7年4月4日（金）必着です